

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 2 8 年度
計画主体	綾町

綾町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 綾町農林振興課
所在地 綾町大字南俣 1 1 2 8 番地
電話番号 0 9 8 5 - 7 7 - 0 1 0 0
F A X 番号 0 9 8 5 - 7 7 - 0 9 6 2
メールアドレス nourinshinkou@town.aya.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、サル、アナグマ、カラス、カワウ、ヒヨドリ、ドバト
計画期間	平成29年度～平成31年度
対象地域	宮崎県綾町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成27年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲	0.09ha 10.5万円
	野菜（里芋、甘藷等）	0.04ha 8.9万円
	果樹	0.09ha 15.3万円
シカ	水稲	0.58ha 69.0万円
	その他（スギ等、国有林野での被害）	295.0ha 333.4万円
サル	野菜（ネギ、ニンジン、甘藷等）	0.11ha 31.4万円
	果樹	0.10ha 178.0万円
アナグマ	野菜（ネギ、スイートコーン、ブロッコリー等）	0.02ha 7.3万円
ヒヨドリ・カラス		0.20ha 339.8万円
カワウ	鮎	水産被害 90.0万円

(2) 被害の傾向

<p>侵入防止柵の整備により、整備地区での被害は大幅に減少したが、整備していない圃場では被害の発生が見られる。また、有効な対策の少ない鳥類の被害は慢性的に発生している。</p>	
・イノシシ	侵入防止柵の整備により、整備地内での被害は全く無くなった
・シカ	が、未整備地での被害は発生している。また、ハンター等の情報からは、近年の捕獲推進の成果により生息数が減少傾向にあ

ると判断している。

- ・サル 従来は4～5群が町内に生息していたが、対策の成果により1～2群へと生息数は減少傾向にある。山間の圃場を中心に、果樹の被害が発生している。
- ・アナグマ 近年、生息地域が山間地域から集落内へと移動しており、農作物の被害だけでなく、生活環境の被害が激増している。
- ・カラス 果樹を中心とした農作物の被害だけではなく、畜舎での配合飼料の食害、集落での生活環境被害など、被害が広範囲に及んでおり対策が急務である。現状の対策は捕獲のみであるが、生息数に対する捕獲数が少ないためか被害の減少に至っていない。
- ・ヒヨドリ 渡り鳥であり、数年に一度ではあるが大量に飛来し、甚大な被害が発生する年がある。ヒヨドリもカラスと同様に対策は捕獲のみとなるため、大量に飛来した場合の手立てが無い状況にある。
- ・カワウ 水産物被害は例年確認されており、被害の慢性化が見られる。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成27年度）	目標値（平成31年度）
イノシシ	0.22ha 34.7万円	0.20ha 31.5万円
シカ	0.58ha 69.0万円	0.50ha 59.5万円
サル	0.21ha 209.4万円	0.20ha 199.4万円
アナグマ	0.02ha 7.3万円	0.02ha 7.3万円
カラス ヒヨドリ	0.20ha 339.8万円	0.17ha 288.8万円
カワウ	(水産被害) 90.0万円	(水産被害) 85.5万円
合計	1.23ha 750.2万円	1.09 672.0万円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	被害状況を調べ、捕獲実施隊と連携して、銃及びわなを用いた捕獲を実施。捕獲実施隊は、対象鳥獣及び捕獲方法により4隊を編成し、熟練した隊員を班長として、班捕獲を実施している。また、捕獲鳥獣については全て埋設処分している。	捕獲に従事する隊員の高齢化、加入する人材の不足により、隊員個々の負担は限界を迎えており、捕獲能力の上限での活動が続いている。
防護柵の設置等に関する取組	補助事業を活用した電気防護柵、侵入防止柵の設置を推進し、可能な限りの自主防衛の体制整備を図っている。 また、防護柵の効果を最大限発揮するため、補助事業を活用した緩衝帯の設置を行い、住民へは追払い活動や放任果樹の除去等を行うように指導を行った。	補助事業の対象とならない圃場では自己負担での設置になるため、その負担の大きさから設置が進んでいない。

(5) 今後の取組方針

<p>従来から銃による捕獲を主に行ってきたが、捕獲実施隊の負担軽減を図りつつ捕獲数を確保するため、わなによる捕獲を推進していく。</p> <p>また、被害を未然に防ぐため、地域住民と連携し、緩衝帯の設置や防護策の設置、放置農産物・果樹の撤去の指導を行い、鳥獣が侵入しにくい環境整備を行う。</p> <p>地域で取組む鳥獣害対策の充実を図るため、鳥獣害対策マイスター・リーダー等の育成を推進する。</p>

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>綾町有害鳥獣対策協議会内に設置している捕獲実施隊に捕獲を依頼。</p> <p>また、カラス捕獲のための大規模捕獲箱わなとアナグマ捕獲のための小型箱わなについては、綾町職員で組織している鳥獣被害対策実施隊が運用を行う。</p>

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
29年度	イノシシ シカ サル	捕獲実施隊によるわな設置講習などによる、新規狩猟免許取得者の熟練化を図る。
30年度	イノシシ シカ サル	捕獲実施隊によるわな設置講習などによる、新規狩猟免許取得者の熟練化を図る。
31年度	イノシシ シカ サル	捕獲実施隊によるわな設置講習などによる、新規狩猟免許取得者の熟練化を図る。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
個体数を減少させるためには相当数の捕獲を行わなければならないが、捕獲実施隊員は休日返上で捕獲を行うなど負担は限界を迎えているため、私生活とのバランスを考慮しつつ捕獲能力最大限の捕獲頭数を設定する。

(頭、羽)

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	29年度	30年度	31年度
イノシシ	80	80	80
サル	40	40	40
ヒヨドリ	200	200	200
カラス	500	500	500
シカ	80	80	80
カワウ	10	10	10
アナグマ	50	50	50
ドバト	10	10	10

捕獲等の取組内容
銃及びわなを用いて、町内全域において通年捕獲を実施する。 また、町の補助事業である狩猟免許取得補助を活用し、担い手の確保に努める。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	29年度	30年度	31年度
イノシシ シカ サル	侵入防止柵 1,080m		

(2) その他被害防止に関する取組

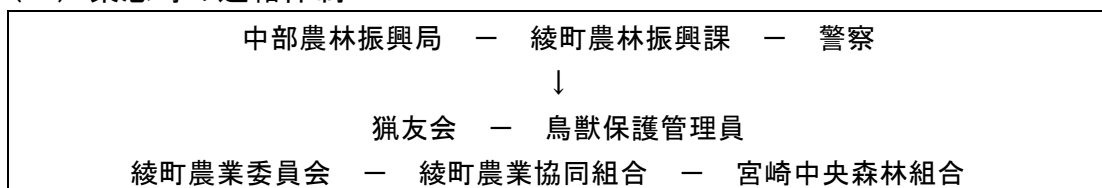
年度	対象鳥獣	取組内容
29年度	全鳥獣	緩衝帯の整備 放置農産物、果樹等の除去の農家指導 防護対策（電気防護柵等侵入防止柵、爆音機）の普及啓発
30年度	全鳥獣	緩衝帯の整備 放置農産物、果樹等の除去の農家指導 防護対策（電気防護柵等侵入防止柵、爆音機）の普及啓発
31年度	全鳥獣	緩衝帯の整備 放置農産物、果樹等の除去の農家指導 防護対策（電気防護柵等侵入防止柵、爆音機）の普及啓発

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
中部農林振興局	連絡調整、情報の発信、初期対応
綾町	連絡調整、情報の発信、初期対応
猟友会	有害鳥獣捕獲体制の整備・協力、捕獲活動
警察	緊急時における有害鳥獣捕獲活動協力

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	綾町有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
綾町役場	事務全般
綾町農業協同組合	農畜産物の被害状況調査
綾町猟友会	鳥獣捕獲・生息調査
綾町漁業協同組合	水産業の被害状況調査
生産者組織	地区の被害状況調査
綾町議会	住民意見の集約
高岡警察署	銃所持等指導
宮崎森林管理署	国有林内の捕獲指導
綾町鳥獣保護管理員	捕獲と保護の調整

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
中部農林振興局	技術指導（被害防止対策）

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成24年3月1日設立。
町長が任命した町職員5名により結成され、被害防止策の普及・啓発や有害鳥獣の捕獲等に併せて、狩猟者の確保・育成を行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

食肉利用可能な鳥獣以外は、捕獲後速やかに捕獲現場等での埋設等を行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

イノシシ、シカについては、宮崎県野生鳥獣の衛生管理に関するガイドラインに則った処理方法により処理を行い、貴重な山の恵みとして利活用を図る。

施設整備：補助事業を活用し、平成29年度内に完成・運用を行う

年間処理計画頭数：イノシシ70頭、シカ30頭

流通・販売方針：町内宿泊施設である綾川荘への卸販売、ふるさと納税の返礼品として社）綾町農業支援センターへの販売、町内直売所での販売

推進体制：捕獲実施隊を構成する綾町猟友会へ施設運営管理委託を行う

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項